

# 主張発表大会の実施について

## 主張発表大会実施要領

### 1. 趣 旨

全青連は、平成 10 年度から商工会青年部全国大会を開催し、各ブロックの予選を勝ち抜いた代表者による主張発表大会を行っている。その内容は、青年部活動や経営体験等をテーマとして行われ、年々その発表内容や表現力等が向上し、参加者に多くの感動を与えてきた。

商工会青年部全国大会は、年に一度、全国の青年部リーダーが一堂に会し、青年部活動推進のための情報交換や資質向上等を目的として開催されるものであり、青年部活動及び青年部員としての活動等を発表することにより、相互に研鑽することで、地域リーダーとしての自覚と意識の高揚をはじめ、若手経営者・後継者としての資質向上に資することが期待できる。

今後の青年部活動の活性化に資するため、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止策を励行のうえ実施する。

### 2. テ ー マ

青年部活動を通じて、地域振興や自社経営等の活動事例を組み入れテーマを作成してください。

※青年部活動と関連しない内容とならないよう十分注意すること。

〈テーマ例〉

- ① 青年部が生んだメイドインジャパン
- ② 続けるために
- ③ 地域を支える青年部～我々の必要性和役割について学んだ6年間～
- ④ 元氣をつなごう！Nantube！！～青年部活動の学びを活かし、輝く未来へ～
- ⑤ 鳩ヶ谷商工会青年部 ブランド化計画
- ⑥ 青年部活動が拓げる無限の絆 ～鹿島アントラーズとともに歩む私たちの街～
- ⑦ 百年の衝動 ～見つめようこの百年、産み出そう次の百年～

[上記①～⑦は、前年度の主張発表全国大会に出場した7名のテーマ]

### 3. 出場資格

次の(1)及び(2)を充たす者とする。

以下の何れかに該当する者は主張発表全国大会への出場資格がないものとする。

- ・主張発表全国大会出場経験者
- ・県青連会長及び県青連会長経験者  
(やむを得ない事由により会長代行者となった者は除く)

ブロック割は次の区分とする。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 東北・北海道ブロック | ④ 近畿ブロック    |
| ② 関東ブロック     | ⑤ 中国・四国ブロック |
| ③ 中部ブロック     | ⑥ 九州ブロック    |

- (1) 全国6ブロックの代表者とする。(計7名)

代表者は全国大会と同一年度内に開催される各ブロック大会における最優秀賞受賞者1名とする。

※ただし、関東ブロックは昨年に引き続き2名を選出することとする。

- (2) 全国大会開催日に、商工会青年部部員資格<sup>\*1</sup>を有する者とする。

## ※1 商工会青年部部員資格について（賛助、準部員を除く）

### 商工会標準定款例(第41条)

本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として青年部を置く。

### 商工会標準定款例(第42条)

青年部たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者(法人にあってはその役員)又はその親族若しくはその後継者として認められる者<sup>\*</sup>であり、かつ、その事業を営む事業に従事する者であって年齢満45歳以下の者とする。

<sup>\*</sup> 商工会の定款変更を行った場合のみ

4. 発表順序 大会当日までに、順序を決定する。
5. 発表時間 1名10分  
※ 発表時間は、終了の「3分前」「1分前」「終了時間」に掲示板にて告知する。  
また、併せて終了の1分前及び終了時間に呼び鈴で告知する。  
※ 各発表者の発表前に2分間のPR映像を上映する時間を設けるものとする（PR映像の上映時間は発表時間に含まない）。
6. 審査委員 委員長 (学識経験者等)  
委員 (中小企業庁 経営支援部)  
(マスコミ関係者等) 2名  
(全国商工会連合会) 1名  
オブザーバー (全国商工会青年部連合会) 1名
7. 入 賞 最優秀賞1名、優秀賞1名、優良賞5名
8. 書類提出 発表者は、発表内容を記載した原稿及びプロフィール、PR映像(DVD)を所定の期日までに全青連 事務局宛て提出する(詳細は別紙のとおり)。
9. 審査基準 内容、構成、表現力・態度により採点し、総合点をもって順位を決定する。
- (1) 審査ポイント
- ① 内 容
- ア. 青年部活動又は青年部員としての活動が、地域の担い手として地域振興やまちづくりの貢献に相応しいものであるか否か
  - イ. 商工会を通じ政策・施策等を活用し、その結果自社の経営力向上や地域の発展へと結びついたか否か
  - ウ. 他の青年部活動や青年部員の範となり、共感を得るものであるか否か
  - エ. 青年部活動又は青年部員としての活動が、創造性、アイデアに富んだものであるか否か

※ア～エのいずれかを満たすことを前提として総合評価する。

また、個人的体験談や自社の PR 等に偏っていないか注意し評価すること。

- ② 構成 論旨が明確で、説得力があり、分かりやすいか否か
- ③ 表現力・態度 表現力が豊かであり人に好感を与え、訴える力があるか否か

## (2) 採点のウェイト及び採点基準

審査項目		特に良い	良い	普通	あまり 良くない	悪い
内 容	50 %	5	4	3	2	1
構 成	30 %	5	4	3	2	1
表現力・態度	20 %	5	4	3	2	1

※ 審査にあたっては、特に内容に重点を置くこととし、表現力等の技巧にとらわれないよう注意すること。

※ 審査委員 1 名あたりの持ち点は、50 点(内容 25 点：構成 15 点：表現力・態度 10 点)満点とする。

※ 採点の結果、同点となった場合には、各委員の評価等も勘案し、協議することとする。

## (3) 発表所要時間の評価

発表所要時間が 10 分を超過あるいは 10 分より少なかった場合、審査員それぞれの採点結果から次の基準で減点を行う。

- +- 1 分以上 2 分未満 3 点
- +- 2 分以上 3 分未満 5 点
- +- 3 分以上 7 点

## 10. その他

- (1) 発表者による壇上でのプレゼンテーションツールや小道具等(発表に直接関連する成果物や写真等)の使用は、一切認めないものとするとともに、主張発表の内容を匂わすような応援 VTR は不可とする。また応援 VTR の内容については、全青連委員会において確認を行い、検討後、返却(内容変更)等の対応を取る場合もある。
- (2) 発表時の服装は、正装(スーツ着用とし、男性についてはネクタイを必ず着用)とする。
- (3) 応援スタイルについては、発表中のみ、法被や T シャツの着用を認める。のぼり、横断幕等の応援用備品については会場との兼ね合いもあるため、事前申請を必要とし、認められた場合のみ可能とする。
- (4) ブロック大会主張発表者が全国大会に参加できなくなった場合の対応についての取り扱いについては以下の通りとする。
  - ・変更時期：開催県は、事前準備(印刷物等含む)の最終締切日を設け全青連に報告する。その締切日をもって変更可能時期とする。締め切り日以降に変更が生じた場合は、別途相談可能とするが、ブロックにおいては代表者の不可抗力による辞退も想定されるため、予め代表者に代わる者(次点者)の選定を行うよう調整する。
  - ・事由設定：幹事ブロック県連から全青連に報告し、最終的に全青連役員会にて対象者変更の承認がされた場合に限り変更可能とする

(事由例：自然災害被害者、感染症罹患者等)

(5) その他、審査に関する事項については、審査委員の協議により決定する。